

株券電子化に伴う諸手続きについてのお知らせ

1. 株券電子化実施後の手続のお申出先について

平成21年1月5日(月曜日)から、上場会社の株券電子化が実施される予定です。これに伴い、上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されますので、以下のとおり手続のお申出先が変更となります。

(1) 株券電子化後の未払配当金の支払のお申出先

これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。

(2) 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定等のお申出先

① 証券保管振替機構(ほふり)に株券を預けられている株主様:お取引証券会社等

② 証券保管振替機構(ほふり)に株券を預けられていない株主様:特別口座を開設する下記口座管理機関

なお、②に該当される株主様につきましては、証券会社等のご本人様口座への振替請求を含めまして、お申出を受け付けることができるのは、特別口座に記録される予定日であります平成21年1月26日(月曜日)からとなりますのでご了承ください。

記

・口座管理機関	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
・同ご照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
郵便物送付先	中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-78-2031(フリーダイヤル)
・同取次窓口	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

2. 株券電子化前後の単元未満株式の買取・買増請求のお取扱について

株券電子化制度への移行に伴い、ほふりに株券を預けられていない株主様に関しまして、以下の期間お取扱いを変更させていただきます。

(1) 単元未満株式の買取請求につきましては、平成20年12月25日(木曜日)から平成21年1月4日(日曜日)(実質平成20年12月30日(火曜日))までに受付したものの買取代金の支払は平成21年1月26日(月曜日)とさせていただきます(買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成20年12月30日までに値が付かない場合は返却させていただきます。)。また、平成21年1月5日(月曜日)から平成21年1月25日(日曜日)までの間、単元未満株式の買取請求の受付を停止します。

(2) 単元未満株式の買増請求につきましては、平成20年12月12日(金曜日)から平成21年1月25日(日曜日)までの間、受付を停止します。

なお、ほふりに株券を預けられている株主様に関しましても、株券電子化直前に単元未満株式の買取請求・買増請求の取次停止期間が設けられますが、詳細はお取引証券会社等にご確認ください。

以上